

## 障害者ふれあいセンター(貸館)の利用中止のお知らせ

障害者ふれあいセンター空調設備改修工事に伴い、利用者の安全を確保するため、工事期間中は下記のとおり施設の貸館の利用を中止します。

利用者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

**利用中止期間** 9月30日(水)まで(予定)

**利用中止概要** ①貸館の利用：すべて中止

②貸館以外：社会福祉協議会などの活動や、相談業務は通常どおり実施します。

**問合せ先** 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136 FAX 492-8030

## 合理的配慮(点字メニューなど)の提供を支援する助成制度を開始します！

町では、障がいを理由とする差別の解消を推進する法律に基づき、事業者などが行う社会的障壁の除去に必要な合理的配慮の提供を支援するための費用の全部または一部を助成します。



助成を受けるためには、事前に申請が必要ですので、下記の問合せ先までご相談ください。

**対象** ①飲食、物販、医療など不特定多数の人が利用し、障がい者の利用が見込まれる町内の事業者  
②自治会

区分	助成対象例	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー、音声コードを用いたパンフレットなどの作成に係る経費	10/10	5万円
物品購入費	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、車椅子昇降機、視覚障害者用誘導シート、ルーペ、杖ホルダー、滑り止めマットなどの物品の購入に係る経費	10/10	10万円
工事施工費	簡易スロープ、手すりの設置などの工事の施工に係る経費	5/10	10万円

**【問合せ先】** 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

## 稲美町障がい者基幹相談支援センターを開設します！

7月1日(水)から  
開設！

「障がい者基幹相談支援センター」を7月1日(水)に開設します。

地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、社会福祉士などの専門資格を持った職員が、障がいの種別や障害者手帳の有無に関係なくさまざまな悩みごとの相談支援や制度の案内などを総合的に実施します。

予約の必要はありませんので、日常生活で困っていること、将来や就職への不安、障害福祉サービスの内容や利用方法など、気軽に相談してください。

### 1. 稲美町障がい者基幹相談支援センターの概要

**【開設場所】** 稲美町加古4369番地の3 障害者ふれあいセンター 2階

**【開設時間】** 月～金曜日 8:30～17:15

**【休業日】** 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

**【問合せ先】** 稲美町障がい者基幹相談支援センター ☎492-5577 FAX 492-6160



### 2. 障がい者なんでも相談の実施場所の変更について

上記センターの開設に伴い、役場地域福祉課で実施していた「障がい者なんでも相談」を7月1日(水)から「障がい者基幹相談支援センター」内で実施します。

○身体障がいに関する相談 月曜日 10:00～12:00

○精神障がい・こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00

○知的障がい・発達障がいに関する相談 金曜日 10:00～12:00

※すべての相談に事前予約が必要です。下記の問合せ先までご連絡ください。

**【問合せ先】** 稲美町障がい者基幹相談支援センター

☎492-9167(障がい者なんでも相談専用) FAX 492-6160

## 福祉医療費助成制度についてお知らせします(7月1日現在)

福祉医療費助成制度は、健康保険に加入している高齢期移行、子ども、障害者(児)、母子家庭、父子家庭の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成する制度です(※子ども以外は所得制限があります)。

7月1日から新しい受給者証になり、今までの受給者証は使えなくなります。所得判定の結果、継続して各福祉医療費助成制度に該当する人には、新しい受給者証を郵送しています。福祉医療費助成制度は以下のとおりです。

区分	対象	所得制限	一部負担金(自己負担額)
①高齢期移行	【65歳から69歳の人で誕生日が5/27.7.1以降の人】 (区分1) 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2) 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下、かつ要介護2以上の人	あり	(区分1) 2割負担 入院：月15,000円まで 外来：月 8,000円まで (区分2) 2割負担 入院：月35,400円まで 外来：月12,000円まで
	【65歳から69歳の人で誕生日が5/27.6.30までの人】 (区分1) 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2) 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人		
②重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級の人 療育手帳A判定の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人	あり	外来：1日600円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月2,400円) ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。
③高齢重度障害者医療	上記、重度障害者医療の対象者のうち、後期高齢者医療制度に加入している人	あり	
④子ども医療	乳幼児等 小学校就学前までの子どもと小学校1年生から小学校3年生までの年齢に該当する児童	なし	外来・入院とも：一部負担金なし ・国や県の他の公費負担制度(指定難病など)を利用した場合の自己負担額も、償還払いにより無料となります。
	子ども 小学校4年生から中学校3年生までの年齢に該当する児童・生徒		
⑤母子家庭等医療	母子家庭、父子家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童(生徒)がいる母(父)等及びその児童(生徒) ・高等学校等に在学中の場合(高等学校卒業生は除く)は、20歳に達する月の末日まで	あり	外来：1日800円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月3,200円) ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で世帯全員の前年中の年金収入が80万円以下または年金収入を加えた所得が80万円以下の人です。

母子家庭等医療費助成制度や重度障害者医療費助成制度の資格を有する人で、中学3年生までの児童については、子ども医療費助成制度により医療費が無料となるため、乳幼児等(子ども)医療費受給者証を優先して交付します。  
**学校管理下で生じたケガなどにより災害給付の対象となる場合は、子ども医療費助成制度の受給者証は使えません。**

**問合せ先** 区分①②③ 地域福祉課 地域福祉係 ☎492-9136

区分④⑤ 子ども課 児童福祉係 ☎492-9155